

新潟市地域新電力事業に関する連携協定

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

2019年（令和元年）7月 17日

新潟市（以下「甲」という。）とJFEエンジニアリング株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、先進的な環境エネルギー分野において相互に連携、協力し低炭素なまちづくりに向けた地域新電力に係る取組を通じて、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携して進めるよう努めるものとする。

- (1) 新潟市における地域新電力会社の運営に関する事項
- (2) 再生可能エネルギーの地産地消に関する事項
- (3) 省エネルギーの推進に関する事項
- (4) 低炭素なまちづくりに資する地域・社会貢献に関する事項
- (5) その他前各号に関連して合意する事項

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
新潟市長

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
JFEエンジニアリング株式会社
代表取締役社長

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うことができるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定は、本協定の締結日から2032年（令和14年）3月31日までの間、有効とする。甲及び乙は有効期間終了前1年前までに、有効期間終了後の第2条に掲げる全部又は一部に関して協議するものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議して定めるものとする。